

第1回福岡交通圏タクシー特定地域協議会 議事録

日時：平成28年2月9日(火)13:30～

場所：西鉄グランドホテル

(開会)

【事務局】

定刻になりましたので、只今から、第1回福岡交通圏タクシー特定地域協議会を開催致します。

本日は、構成員の皆様そして関係者の皆様方には大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

私は、福岡交通圏特定地域協議会の事務局長をしております藤田と申します、議事に入るまでの進行につきまして務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを致します。

また、本日は報道機関の取材につきましては、協議会ガイドラインに基づき、原則公開とさせていただきますのでご了承願います。

本日の協議会には大変お忙しいなか、九州運輸局の石田自動車交通部長様、江藤旅客第二課長様、末吉専門官様、福岡運輸支局の西支局長様、中園首席運輸企画専門官様、関口運輸企画専門官様にご出席頂いておりますのでご紹介を致します。

折角の機会でございますので、石田自動車交通部長様にご挨拶を賜りたいと思います。

よろしくお願いを致します。

【石田部長】

皆様今日は、ただ今ご紹介にあずかりました、九州運輸局で自動車交通部長を務めております、石田と申します。

日頃は太田会長はじめ皆様方には、国土交通行政、観光行政の推進に当たりまして、ご協力ご理解頂きまして有難う御座います、この場をお借り致しましてまず感謝申し上げたいと思います。

ご案内の通りで御座いますが、昨年11月に福岡交通圏が特定地域に指定されました、この協議会におきまして、昨年6月準特定地域から特定地域への移行を決議された結果、運輸審議会で議論されて特定地域の指定に至った訳で御座います。

その過程においては、公聴会も開き公正な目で指定されたという事で御座います、しかしながら特定地域に移行するのがすばらしいという話しではなくて、よくよくその意味を考える必要があるかと思っております、特定地域というのはタクシーの供給台数が多くて、それを放置するとタクシー事業が立ち行かなくなるのではないかと、もしくは、タクシーの輸送の安全が失われるのではないかと、利用者の利便性が失われるのではないかと、そういう恐れが極めて高いという事で、指定されている訳で御座います。

我々その意味をしっかりと考えて議論して行かなければならないと思っております、特に行政に置きましては、輸送の安全を大変厳しく見ている処で御座います、ご承知の通りだと思っております、先月15日に軽井沢でスキーバスによる大変痛ましい事故が起きました、この事故を受けまして国土交通本省では、ただいま、本日もやっておりますが、緊急事故対策検討委員会を立ち上げて3月までに緊急的に実施する事項、それから夏までに最終的な検討事項をまとめる予定で御座います、九州運輸局に置きましても事故が起きてすぐに関係の自治体の皆様や、バス事業者、観光事業者を集めた会議を開くとか、博多港で貸切バスに対する街頭監査も実施し、3月までは貸切事業者に対する集中的な監査も行う予定で御座います、やはり輸送の安全に対しては行政というのは大変厳しい目で見っておりますので、是非その事を考えて頂ければと思います。

また先程、特定地域の指定の過程で運輸審議会が議論したという事で御座いますが、その運輸審議会から指定に当たっての要望事項が、2つ御座いまして、1つは利用者が安全・安心、信頼してタクシーを利用出来るように運行管理を徹底し、運転手に対する安全、サービスに係る教育を更に充実させると共に、安全労働関係法令の遵守を徹底する事、2点目がちょっと割愛してみますが地域住民に愛されるタクシーとなるように努めると共に、有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力する事、こういう事が述べられている訳で御座います。

本日、特定地域協議会が発足する訳で御座いますが、是非、この協議会でタクシーの適正化・活性化に対する議論をよくよく考えて頂いて、議論を進めて頂ければと思って御座います、運輸局においては皆様の議論が円滑に進むように、これまで通り支援して参りますので是非よろしく願い致します、どうも有り難う御座いました。

【事務局】

有難う御座いました。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

先ず、議事次第で御座います、資料としましては資料1から資料9までで、通し番号を付し1頁から48頁まで配布して御座います。

続きまして「配席図」と「構成員名簿及び出席者名簿」をお配りしております、ご確認を御願い致します。

資料に不足が御座いましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

それでは次に、構成員の紹介でございますが、本来、本日ご出席頂いております構成員の皆様をご紹介させて頂くところで御座いますが、時間の都合上、お手元に配布しております「出席者名簿・配席図」をもって、ご紹介にかえさせて頂きたいと思っております。

なお、構成員の変更につきましては、前回の協議会より交代されました方のみ紹介をさせていただきます。

福岡地方ハイヤータクシー労働組合連合会の書記長が、川竹節也様に交代をされておりますのでご紹介を致します、よろしくお願い致します。

構成員の変更につきましては、設置要綱第4条第4項の規程により会長が把握すれば良いことになっておりまして、一覧表形式で示すものとなっております、配付資料「構成員及び出席者名簿」の通りでございます。

なお、福岡労働局様にはオブザーバーとして出席して頂く予定でしたが、本日は所用により欠席でございます。

また、福岡県警察本部交通規制課様にはオブザーバーとしてよろしくお願いを致します。本日は代理として、交通規制課課長補佐の宮崎賢次郎様にご出席頂いております、よろしくお願いを致します。

次に、今回開催の経緯を簡単に説明させていただきます。

ご案内のように、平成27年6月27日に開催を致しました、第2回準特定地域協議会において「特定地域指定の件について」ご審議を頂き合意されたところでございます。

その後、運輸審議会の答申を得て、昨年11月1日に福岡交通圏は特定地域に指定されました。

準特定地域協議会と、新たな特定地域協議会の関係に付きましては、改正特措法の附則第3条に規定されておりまして、通達としてお手元の資料5の16頁にあります「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」の17頁でございますけれども、別紙の「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を配布してございますが、この中の22頁をお開き頂きたいと思っております、ローマ数字のⅡの「特定地域における協議会」の中で、2の「特定地域協議会の設置及び運営」という欄が真ん中ぐらにあると思っております、そのこの

(2)で当該地域が法第3条第1項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第8条第1項の規定により組織された特定地域協議会とみなすとされておりますので、本日は特定地域協議会として開催をさせて頂いております。

そのため、本協議会の会長には太田先生に引き続き就任をして頂いております。

また、同通達の(3)の処でございますけれども、その中で準特定地域協議会に定めた設置要綱が、特定地域協議会の要綱として適正なものか見直しを行うとなっておりますので、後程、設置要綱の改正について、ご審議して頂きたいと思っておりますので宜しくお願いを致します。

それでは、はじめに太田会長にご挨拶をお願い致します。

【太田会長】

皆様こんにちは。大変お忙しい中に、この協議会にご出席して頂きまして有難う御座います。私がお今のご説明のように引き続き会長を務める事になりましたので、どうぞよろしくお願い致します。

昨年6月17日に開催致しました、準特定地域協議会において、特定地域の指定に同意するとの判断に至り、その旨を国土交通大臣に報告を致しました。

その結果、資料1の報道発表の通り10月20日付けで、運輸審議会より国土交通大臣あてに「特定地域の指定が適当」である旨の答申書が提出をされまして、資料2の報道発表のとおり「平成27年11月1日から平成30年10月31日まで」の3年間、国土交通大臣から特定地域に指定されたところであります。

今後は、この協議会の中でタクシーをどのようにしたら良い環境でやっていけるのか、今まで以上に地域公共交通としての役割を果たしていけますように、皆様方と一緒に考えて参りたいと存じます。

特に、供給過剰の適正化、乗務員の待遇改善の問題もあります、しかしタクシーは他の交通手段にはない利点を持っておりますので、その利点を大いに発揮して、需要の活性化につきましても、この協議会で議論していかなければならないと思っております。

本日は、特定地域指定後の最初の協議会の開催となります、限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力賜りたいと思っております、よろしくお願い致します。

会場の都合もありまして、一応15時を目途に終了致したいと思っております、よろしくご協力をお願い致します。

【事務局】

有難う御座いました。これから議事に入りますが、要綱第5条第2項によりまして、会長が協議会を代表して協議の場を総括するようになっておりますので、議事の進行をお願いを致します。

よろしくお願い致します。

【太田会長】

それでは早速議事に入らせて頂きます。

議題1の「福岡交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正について」を事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

判りました、それでは資料3の8頁でございます、福岡交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱新旧対照表により、ご説明致します。資料の31頁をお開き頂きたいと思っております、今回の改正案に付きましては、31頁にあります協議会の設置要綱のモデル要綱がございますけれども、このモデル要綱を参考に見直しをしております。

それでは8頁に戻って頂きまして、新旧対照表の左側が現行の準特定地域の要綱で、右側が改

正案となっております、それから改正する箇所は下線で示しております、主な改正箇所のみ説明をさせていただきます。

要綱の中ですべての「準特定地域」の表現を、「特定地域」に変更しておりますので、そこは省略させていただきます、まず第3条でございます、9頁でございますけれども、設置要綱の(3)のところですね、③としまして、九州運輸局より意見を求められた事項に関する協議と、④としまして、その他上記に掲げるもののほか会長が協議会運営等に必要と認める事項を追加させて頂いております、それからその下の第4条でございます、同じく9頁でございますけれども、協議会の構成員等の(8)として構成員では有りませんが、オブザーバーの区分を設けて、福岡労働局、福岡県警察本部、九州運輸局及び福岡運輸支局さんを入れて意見を頂くようにしております。

それから次の頁でございますが、10頁から11頁にかけてでございますけれども、第5条の協議会の運営でございますけれども、現行ではハイヤー車両という表現がございますけれども、福岡交通圏にはハイヤー車両がございませんので改正案からはハイヤー車両という表現を除いております、それから、5条の9でございます、11頁でございます、11頁の真ん中あたりに(3)というのがございますがその下の②のところでございますけれども、現行の要綱ではタクシー車両及びハイヤー車両の総台数の過半数となっておりますけれども、改正案ではタクシー車両の総台数の2/3以上に変更をしております。

次に第5条の14でございます、12頁をお開き頂きたいと思っております、12頁の下の方になります、5条の14でございますが、一番下の方でございます、現行の要綱では(1)新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決、(2)として、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決としてございますけれども、特定地域に指定をされますと新規許可と増車が禁止をされますので、改正案では公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出のみに変更をしております。

それから、12頁の一番下の右側でございますけれども、第6条として専門部会の設置を規定しております。本協議会では今後タクシー事業の適正化、活性化について取り組む事になりますが、特定地域に指定された事から特定地域計画を策定するための作業が必要となります、そこで、専門部会を設置して適正化、活性化についてそれぞれの部会で検討を行うことが効率的と考え専門部会の設置を案として入れております。

以上が主な改正箇所でございますけれども、先程説明をさせて頂きましたが、モデル要綱では、33頁をお開き頂きたいと思っておりますが、5条の9の(3)でございます、ちょうど33頁の真ん中ぐらいでございますけれども、特定地域の作成を議決する場合には③でタクシー車両の保有車両数毎の区分の設定が必要となりますが、今回の改正案には入っておりません、従って同じ5条の10にございますようにタクシー事業者の区分は専門部会で検討して、次回の協議会に要綱変更の提案をさせて頂きたいと考えております、以上が、要綱改正の説明でございます。

【太田会長】

只今、事務局より議題(1)福岡交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正について説明がありましたが、ご質問、ご意見がある方は挙手をお願い致します。

(質問・意見なし)

ご質問、ご意見は無いようでございますので設置要綱の改正について、議決を採りたいと存じます。議決方法を事務局より説明して下さい。

【事務局】

議決方法について説明をさせていただきます、議決方法は協議会要綱第5条第9項(2)により議決するようになっておりまして、以下の6つの要件をすべて満たすことをもって行うとなっております、資料

3の10頁でございますけれども、10頁の第5条第9項(2)をご覧頂きたいと思ひます、

設置要綱の変更を議決する場合には、次に掲げる要件をすべて満たすことをもって行うとなっております。

先ず要件①としまして、関係地方公共団体の長がすべて合意すること。

それから要件②としまして、

設置要綱の変更について、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両及びハイヤー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が、当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両及びハイヤー車両の台数の合計の過半数であるとなっております。簡単に言いますと、合意するタクシー事業者の車両数シェアが、過半数であれば合意ということになります。

それから要件③でございます、

設置要綱の変更について、合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が、特定地域内の営業所に配置するタクシー車両及びハイヤー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が、当該特定地域内の営業所に配置する、タクシー車両及びハイヤー車両の台数の合計の過半数であること。

それから要件④としまして、

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

それから要件⑤としまして、

地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

要件⑥としまして

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

議決方法に付きましては、以上の通りでございます要件の①から⑥の全て満たす事が必要となっております。

以上でございます。

【太田会長】

只今、議決方法の説明がありましたので、議題(1)の設置要綱の改正について、議決を採りたいと存じます。

今回の議決は、タクシー事業者さんの意向が大変重要でありますので、先ず、タクシー事業者さんから採決をし、次に、労働組合さん、地域住民さん、最後に、地方公共団体さんの採決を致したいと存じます。

それでは最初に、タクシー事業者さんから採決を致したいと思ひますので、事務局で賛否の数の確認をお願い致します。

この要綱の改正に賛成のタクシー事業者さんは挙手をお願い致します。

【事務局】

タクシー協会長とですね、個人タクシーの会長さん、タクシー事業者の2社の賛成がございました。

【太田会長】

次に、反対の事業者さんは挙手をお願い致します。

【事務局】

1社の反対がございました。

【太田会長】

それでは、要件②③については、合意するタクシー事業者のタクシー車両数シェアで判断するようになっておりますので、タクシー事業者の合意状況について事務局から報告して下さい。

【事務局】

それでは説明させていただきます、要件の②と③につきましては、設置要綱の改正に合意するか、不都合かを各事業者から事前に確認しておりますのでその内容を説明致します。

福岡交通圏の11月1日現在の車両数は、
法人タクシーさんが、105社ございまして、保有車両数は4,644台ございまして、
個人タクシーさんに付しましては、1,623者で1,623台でございます、
法人、個人合計で、1,728社(者)の、6,267台となっております。

要件②では、協議会の構成員であるタクシー事業者の車両で、福岡交通圏に配置する合計の車両数が分母になりまして、議題に合意する事業者の車両数の合計を分子にして、その割合が過半数となっております。

協議会の構成員であるタクシー事業者等の福岡交通圏の総車両数は11月1日現在で
法人102社で、4,536台でございます、
個人タクシーは、1,204者の1,204台でございます。
総合計では1,306社(者)で、5,740台が分母となります。

本日出席していない構成員のタクシー事業者の方からは、タクシー協会長に本日の議題について合意しますとの議決の委任状を提出して頂いております。

内訳は、法人タクシー100社から委任を受けて、賛成が100社で車両数は4,402台となっておりますが、反対の会社はございませんでした。

また、福岡交通圏の個人タクシー事業者は、福岡県個人タクシー協会長に議決権を委任しております。

内訳としまして、

個人タクシーは、1,204者から委任を受けており、賛成が1,204者で車両数は1,204台となっております。

法人タクシーと個人タクシーを合わせまして、先程、賛否を採りましたけれども、1社賛否の意思表示がありませんでしたので、法人と個人タクシー合わせまして賛成が1,304社(者)で、車両数が5,606台となりまして、賛成の車両数のシェアが97.7%になっており、賛成が過半数となっております。

【太田会長】

事務局から報告がありました通り、合意が過半数になっておりますので、要件②を満たしております。

次に、要件③に付いて説明して下さい。

【事務局】

要件③につきましては、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員の車両数が分母になりまして、議題に合意する協会等の会員等が分子になり、その割合が過半数となります。

先程説明しました通り、法人と個人と合わせまして、車両数は5,606台になりまして、すべて5,606台の方が賛成をしておりますので、100%でございますので、過半数となっております。

【太田会長】

以上、事務局からご報告を頂きましたが、合意が過半数を超えておりますので、要件③を満たしております。

次に、要件④の労働組合について、賛成の組合さんは挙手をお願いします。

【事務局】

賛成が3組合でございます。

【太田会長】

反対の労働組合さんも挙手をお願い致します。

【事務局】

反対が1組合でございます。

【太田会長】

労働組合さんは、賛成が3組合、反対が1組合でありましたので、賛成が過半数になりますので、要件④を満たしております。

次に、要件⑤の地域住民に付きまして、賛成の方は挙手をお願い致します。

【事務局】

10名の賛成でございます。

【太田会長】

反対の方は挙手願います。

【事務局】

反対はございません。

【太田会長】

全員賛成ということでございます、過半数でありますので、要件⑤を満たしております。

次に、要件①の関係地方公共団体さんで、賛成の方は挙手をお願いします。

【事務局】

全員の賛成でございます。

【太田会長】

地方公共団体さんは、全て賛成でありましたので、要件①を満たしております。

要件⑥については、私が該当致しておりますので、賛成を致したいと思います。

以上の通り、議決の要件①から⑥を全て満たしておりますので、議題(1)の設置要綱の改正は原案の通り承認されました。

次に、議題(2)の今後の特定地域協議会の進め方について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議題(2)の「今後の特定地域協議会の進め方について」ご説明を致します。

本協議会では、タクシー事業の適正化及び、活性化について取り組む事になりますが、特定地域に指定されたことから、当面は特定地域計画を作成するための作業が急務になると考えられます。

そこで先程、ご承認頂きました設置要綱の第6条の専門部会について、説明をさせていただきます、資料4、14頁から15頁でございます、お開き下さい。

15頁に記載されている通り、専門部会は適正化検討部会と活性化検討部会の2つ部会を設置することにしております。

それぞれの専門部会の委員でございますけれども、14頁でございますけれども、規程の3条の2にございます通りに、協議会の構成員のタクシー事業者団体、タクシー事業者、労働組合等、その他会長が必要と認める者から会長が委嘱することになります。

また、部会長については、4条にあります通り、会長が指名することになっております。

以上でございます。

【太田会長】

只今、事務局から専門部会の説明がありました、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ありませんか。

専門部会の設置と規程については、決議事項ではありませんがこれでよろしいでしょうか。

(異議無しの声あり)

ありがとうございました、それでは専門部会で、適正化・活性化について検討して頂き、協議会へ報告して頂きたいと思っております。

【事務局】

専門部会規程第3条の2及び第4条の2により、専門部会の委員の委嘱と会長の指名は、協議会会長が行う事となっておりますので、ここでそれぞれの専門部会の部会長の指名をお願いを致します。

【太田会長】

専門部会の部会長については、専門部会規程第4条2により会長が指名する事になっておりますので、タクシー協会の中井会長様に適正化と活性化両部会長に是非お願いしたいと思います。

中井会長よろしくお願い致します。

また、専門部会の委員は、会長の私が委嘱するようになっておりますので、後日、部会長と相談して委員の委嘱をする事に致します。

次に、特定地域に係る通達等について、福岡運輸支局の中園首席運輸企画専門官様に、ご説明をお願い致します。

【中園首席運輸企画専門官】

福岡運輸支局の中園でございます、着座にて説明させていただきます。

それでは、協議会の今後の進め方に関するポイントについて、配布資料に基づいて説明したいと思います。

まず、配布資料の5です、ガイドラインになりますが、資料の22頁をご覧頂きたいと思っております、2の3にですね、特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針が示されております、これの(1)ですが特定地域計画の作成では、計画は特定地域における地域公共交通としてのタクシーの基本的なあり方に関する基本的な方向を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や、供給輸送力の削減を定めるものとされ、削減されるべき供給輸送力と削減

方法等の協議に当たっては、考慮事項として23頁になりますが①から④に示されております、続きまして、資料の7特定地域計画の認可基準について説明します、配布資料の39頁をご覧ください、ここに特定地域計画の認可方針が示されております、(2)であります(2)に①から⑦まで次の頁まであるんですが、この全ての要件をクリアすることが必要になってくることとございます。

協議のポイントとしましては、これの②ですね特定地域計画の目標、この目標は供給輸送力の削減の前提となる目標を記載する事、それから特定地域内の問題点と問題点を解消する為の目標を定める事となっております、また、③において特定地域において削減すべきタクシーの供給輸送力について運輸局長が公示する適正車両数の上限に至らない車両数、または、概ね適正車両数の上限となるよう規定されております、ここで局長が示す適正車両数についてどういうことかという事なんです、資料の36頁に戻って頂きまして資料の6になるんですけど、この表を見て頂きまして先ず、上段の1です法人タクシーという項目がありましてここに一番上に福岡がありますが、福岡交通圏の適正車両数は法人タクシーの上限が4,056両で、特定地域の指定を受けた平成27年11月1日現在の車両数4644両、これとの乖離が12.7%となっております、また続きまして個人タクシーを見て下さい、個人タクシーに付きましては上限が1418両で、乖離率の方が12.6%となっております。

協議会におかれましては只今説明しましたポイントを踏まえ、関係通達に沿って地域計画の作成に向けてご協議を頂く事になっていきます、その後、協議が整い計画が出来上がりましたら運輸局長に認可申請を行い、運輸局において審査、認可、公表の手続きを得た後、6ヶ月以内に合意事業者については、今度、資料の42頁にあります事業者計画の認可基準に基づいて、認可を受けてタクシーの適正化に取り組む事となっております、以上で説明を終わります。

【太田会長】

有難う御座いました。

いろいろ、課題が多い訳でございますが、これらの課題の解決に向けて、両専門部会で検討して頂きたいと思っております。

次に、議題(3)その他について事務局の方から何かありますか。

【事務局】

特に用意したものはございませんけれども、先程、専門部会長に中井タクシー協会会長が指名をされましたので、中井部会長から一言ご挨拶をお願い致します。

【中井会長】

部会長に指名されました中井でございます。

この適正化と活性化に付きましては、今後、早急に会長と相談をして進めて参りたいと思っております、また、この適正化に付きましては個人タクシーの皆さん、そして、労働組合の皆さん方も参加を頂いて早急に案を作りたくと思っております、また、地域計画の中で活性化について、これも市民の皆さん方に納得頂けるようなしっかりしたもので、タクシー事業の発展に寄与するものを作って行きたいと思っております、この特定地域に付きましては、前回の準特定地域協議会の時に我々タクシー業界が特定地域の指定を望んだ訳でございますので、この責任を果たすようにしっかりと計画を作って、次回の協議会で皆さん方に協議をして頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【太田会長】

以上ですべての議事が終了致しました。

構成員の皆様には、引き続きご支援、ご協力を頂きます様をお願い致しまして、議長の役をおろ

させていただきます。

有難う御座いました。

【事務局】

太田会長、議事の進行、誠に有り難う御座いました、また、構成員の皆様には長時間有難う御座いました。

今後、専門部会に於いて適正化、活性化の検討を行って行くこととなりますので、早急に太田会長、部会長と相談をしまして専門委員の選定を行い、会長から委嘱して頂きたいと思っております。

専門部会の開催日程につきましては、中井部会長とも調整しながら各委員の皆様に、ご案内をさせていただきます。

また、当協議会につきましては、専門部会の進捗状況を踏まえて、太田会長と今後の開催日程を調整していきたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願いを致します。

以上をもちまして、「第1回福岡交通圏タクシー特定地域協議会」を閉会致します。

本日は、誠に有り難う御座いました。

(14時24分閉会)

以 上